

岡山県委託業務成績評定及び通知要領

岡 山 県 農 林 水 産 部

岡 山 県 土 木 部

岡山県委託業務成績評定及び通知要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県農林水産部及び土木部が発注する建設工事に係る業務（現場技術業務及び営繕工事に係る設計等業務を除く。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、前条に掲げる業務のうち、1件の最終設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が500万円以上となる業務を対象として実施する。

(評定者)

第3条 業務の評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、別表1のとおりとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務契約書第32条に定める業務の完了に基づき、業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。

2 評定の結果は、別記様式第1（以下「評定表」という。）に記入するものとする。

(評定表の提出等)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を知事又は県民局長等（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(評定の結果の通知)

第6条 知事等は、前条の規定により評定表の提出を受けたときは、別記様式第2により当該評定の結果を速やかに当該業務の受注者に通知する。

(評定の修正)

第7条 評定者は、前条の規定により評定の結果を通知した後において、当該評定を修正する必要があるときは、速やかにこれを修正し、知事等に提出する。

2 前条の規定は前項の場合において準用する。

(説明請求等)

第8条 前2条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)以内に、書面により、知事等に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、当該業務を発注した本庁担当課又は県民局農林水産事業部、建設部若しくは出先事務所等の長あてとする。

(説明の請求に対する回答)

第9条 知事等は、前条の規定による説明を求められたときは、別記様式第3により速やかに回答する。

2 知事等は、前項の回答をするときは、委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の委託業務成績評定評価委員会は、「建設工事成績評定評価委員会設置及び運営要領」に基づき設置された建設工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか評定及び通知に関し必要な事項はその都度定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(別表 1)

業 務	一次評定者	二次評定者	検収員
農林水産部発注業務	班長	課長	参事（検査担当）
土木部発注業務	監督員	班長	課長
うち参事（検査担当）が 中間確認を実施する業務	班長	課長	参事（検査担当）
うち用地調査等業務	班長	課長	用地課長 又は参事（用地担当）
備考 1 評定者及び検収員については、上欄に記載する者に加え、当該職に相当する職にある者を充てることも差し支えない。			
備考 2 用地調査等業務とは、用地調査等業務共通仕様書に基づき実施する業務（用地測量、事業認定申請図書等の作成、地盤変動影響調査等を除く。）とする。			

委 託 業 務 成 績 評 定 表

平成 年 月 日

委託所属年度	平成 年度	委託番号				
委託名						
路線・河川名		位 置				
委託金額	円	契約年月日	平成 年 月 日			
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日			
完成年月日	平成 年 月 日	検収年月日	平成 年 月 日			
受託者	所在地					
	商号・名称	代表者氏名				
主任技術者		照査技術者				
監督員 職・氏名		監督員 職・氏名				
一次評定者 職・氏名		二次評定者 職・氏名				
検収員 職・氏名	印					
評 価 項 目		一次評定者 評定点①	二次評定者 評定点②	検収員 評定点③	業務評定④ (注1)	
専門技術力	提案力、改善力		—	—	/	
	業務執行技術力				/	
	施工時への 配慮 (注2)	概略設計 予備設計		—	—	/
		詳細設計		—	—	/
	コスト把握能力 (注2)		—	—	/	
管理技術力	工程管理能力		—	—	/	
	品質管理能力		—	—	/	
	迅速性、弾力性、調整能力		—	—	/	
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力		—		/	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観			—	/	
成果品の品質			—		/	
⑤小計 (注3)		—	—	—		
業務執行に 係る過失に 伴う減点	⑥業務執行上の過失	—		—		
	⑦守秘性に係る過失	—		—		
⑧事故等による減点		—	—	—		
⑨かしの修補又は損害賠償による減点		—	—	—		
⑩その他 ()		—	—	—		
総合評定点⑪=⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩		—	—	—		

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

3. ⑤小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

〒

記

1 委託業務名及び委託番号

殿

長

2 履行期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

3 検査年月日

平成 年 月 日

4 評定点

点 項目別評定点は、別表①のとおり

5 主任技術者等

主任技術者
照査技術者

6 説明請求書類送付先

〒

7 手続き問い合わせ先

〒

TEL

委託業務成績評定結果通知書

貴社が受注した委託業務について、岡山県委託業務成績評定及び通知要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この書面を受け取った日から起算して14日（「休日」を除く。）以内に、当職に対してその疑問の旨を付した書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する回答は、書面により郵送します。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は右記のとおりです。

別表①

項目別評定点

評価項目	評価の視点	業務評定(注1) (評定点/満点)	
専門技術力	提案力 改善力	点/点	
	業務執行技術力	点/点	
	施工時への配慮 (注2)	概略設計 予備設計	点/点
		詳細設計	点/点
	コスト把握能力 (注2)	点/点	
管理技術力	工程管理能力	点/点	
	品質管理能力	点/点	
	迅速性 弾力性 調整能力	点/点	
コミュニケーション力	説明力 協同性 プレゼンテーション力	点/点	
取組姿勢	責任感 積極性 倫理観	点/点	
成果品の品質		点/点	
評定点の小計(注3)		点/点	
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
かしの修補又は損害賠償による減点		点	
その他()		点	
総合評定点		点 / 100点	

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
3. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

〒

殿

長

委託業務成績評定結果説明書

平成 年 月 日付け により、貴社より請求の
ありました委託業務の成績評定結果に対する説明請求について、下記のとおり
回答いたしますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 委託業務名及び委託番号

2 履行期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

3 検査年月日

平成 年 月 日

4 説明

説明項目	説明
1) 専門技術力	
2) 管理技術力	
3) コミュニケーション力	
4) 取組姿勢	
5) 成果品の品質	
6) その他	